

西日本工業大学安全保障輸出管理規程

（目的）

第1条 この規程は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）及び貿易管理関連の政令、省令、通達等に基づき、西日本工業大学（以下「本学」という。）の安全保障輸出管理の基本方針を定め、適切な輸出管理体制を構築・整備することにより、安全保障輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全を維持し、教育研究機関として国際的な安全保障に貢献することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、本学及び本学の教職員並びに学生（以下「教職員等」という。）が本学の業務に関連して行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

（定義）

第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「関係法令」とは、外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく貿易管理関連の政令、省令、通達等をいう。
- (2) 「技術の提供」とは、次の行為をいう。この場合において提供には、技術情報が記載され、又は記録された文書、図面又は記録媒体の輸出又は外国に向けての情報の送信を含むものとする。
 - ① 技術を外国において提供又は外国に向けて提供すること。
 - ② 技術を非居住者に提供すること。（非居住者とは、法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。以下同じ。）
 - ③ 技術を外国において提供又は外国に向けて提供することを目的とする者に提供すること。
 - ④ 技術を非居住者に提供することを目的とする者に提供すること。
- (3) 「貨物の輸出」とは、外国向けに貨物を持ち出し、若しくは送付すること又は外国へ送付されることが明らかな貨物の国内取引をいう。
- (4) 「規制技術等」とは、関係法令により規制されている技術及び貨物をいう。

（基本方針）

第4条 本学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 技術の提供又は貨物の輸出について関係法令を遵守する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

（輸出管理最高責任者）

第5条 本学に、安全保障輸出管理に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

（輸出管理統括責任者）

第6条 本学に、最高責任者の下で輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、研究センター長をもって充てる。

（貿易管理責任者）

第7条 本学に輸出管理責任者を置き、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等の所属する学部長をもって充てる。

（安全保障輸出管理委員会）

第8条 本学に、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第9条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 該非判定及び取引審査の判定の審議に関する事項
- (2) 輸出管理に係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (3) 輸出管理に係る教育及び監査の実施に関する事項
- (4) 最高責任者からの諮問事項の調査審議に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

(組織)

第 10 条 委員会は、研究センター運営委員会の構成員をもって充て、審議事項は同委員会に付託する。

(相手先の確認)

第 11 条 提供・輸出を行おうとする者は、相手先の概要、事業内容、教育研究内容等について、経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に該当するか否かを確認しなければならない。

(用途の確認)

第 12 条 提供・輸出を行おうとする者は、その提供・輸出を行おうとする技術・貨物の用途について経済産業省作成の「リスト規制技術・貨物」及び「キャッチオール規制技術・貨物」に該当するか否かを確認しなければならない。

(該非判定)

第 13 条 提供・輸出を行う場合には、リスト規制技術・貨物に該当するか否かの判定（以下「該非判定」という。）を行う。

(取引審査)

第 14 条 提供・輸出の内容が以下に該当する場合、提供・輸出を行おうとする者は、管理責任者に取引の審査を申請するものとする。この申請に基づき委員会は、当該取引を行うか否かの最終判断を行う。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第 15 条 前条における承認を得た後、経済産業大臣の許可を受けなければならない提供・輸出については、最高責任者は所定の申請書及び添付書類を作成し、経済産業大臣に対して許可申請を行う。

(学内監査)

第 16 条 統括責任者及び委員会は、本学における安全保障輸出管理が、関係法令及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務に係る学内監査を定期的に行うものとする。

(教育)

第 17 条 統括責任者及び委員会は、関係法令及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、本学の教職員等に対し、安全保障輸出管理に関する教育を計画的に行うものとする。

(文書管理及び記録媒体の保存)

第 18 条 規制技術・貨物の提供・輸出に係る文書又は記録媒体を、提供・輸出した日から起算して、7 年間保管するものとする。

(報告)

第 19 条 本学の教職員等は、関係法令及びこの規程に対する違反又は違反のおそれがあることを知った場合は、速やかに統括責任者にその旨を通報しなければならない。

2 統括責任者は、前項の通報があった場合は、当該通報の内容を調査し、違反している事実が判明したときは、遅滞なく最高責任者にその旨を報告しなければならない。

3 最高責任者は、前項の報告があった場合は、学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

(懲戒)

第 20 条 故意又は重大な過失により関係法令又はこの規程に違反した者及びその関係者は、西日本工業大学就業規則の規定に基づく懲戒の対象とする。

(事務)

第 21 条 安全保障輸出管理に関する事務は、地域連携課が統括し、工学部においては教務課、デザイン学部においてはデザイン学部事務室が処理する。

(雑則)

第 22 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 3 月 24 日から改正施行する。